

『不動産賃貸借契約の実務入門』

お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正を致します。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P14 3.2.1 1行目	全部で <u>11</u> 項目に及ぶが	全部で <u>10</u> 項目に及ぶが
P14 下から2行目	詳細は <u>3</u> <u>2</u> <u>②</u> に譲るが	詳細は <u>3</u> <u>2</u> に譲るが
P17 3.2.2 1行目	全部で <u>8</u> 項目に及ぶが	全部で <u>7</u> 項目に及ぶが
P28 1行目	<u>更新期間</u> は一律 60 年であり	<u>存続期間</u> は一律 60 年であり
P35 下から4行目	<u>借り主</u> から解約され、	<u>貸し主</u> から解約され、 <u>その場合は</u> 、
P36 【図表 1-14】	更新期間を超えて存続する建物か → (存続する <u>場合</u>) 再築する権利あり → (存在しない <u>場合</u>) 地主の承諾はあるか？	更新期間を超えて存続する建物か → (存続しない <u>場合</u>) 再築する権利あり → (存在する <u>場合</u>) 地主の承諾はあるか？
P57 1.5 5行目	<u>借り主</u> が賃料を滞納した、 <u>原状回復しない</u> など賃貸借契約に関して <u>債務を負担する</u> すべての場合に	<u>借り主</u> が賃料を滞納したなど <u>借り主</u> が賃貸借契約に関して <u>負担した債務を履行しない</u> すべての場合に
P60 1行目	増改築の <u>強化</u>	増改築の <u>許可</u>
P61 2.4 10行目	乙の建物とは無関係な消耗	乙の建物 <u>使用</u> とは無関係な消耗
P68 5行目	借り主 <u>乙</u> の	借り主の
P72 2.10.3 8行目	④違反の効果として、 <u>②③④</u> に	④違反の効果として、 <u>②③</u> に
P75 下から5行目	<u>後</u> からの中途解約規定	<u>甲</u> からの中途解約規定
P78 10行目	<u>Part 6</u> <u>②</u> を参照されたい	<u>Part 6</u> <u>①</u> を参照されたい
P84 13行目	<u>補償</u> 契約については、	<u>保証</u> 契約については、
P109 3行目	図表 3-3 <u>①</u>	図表 3-3 <u>②</u>
4行目	図表 3-3 <u>②</u>	図表 3-3 <u>①</u>
P189 PICK UP① 11行目	改正民法 621 条 <u>ただし書き</u>	改正民法 621 条
P201 下から6行目	そのほかに <u>強制的に建物に中に入る</u> <u>必要がある</u> 場合の費用	そのほかに <u>借り主の荷物を搬出す</u> <u>必要がある</u> 場合の費用